

要 望 書

令和8年8月26日

静岡県知事

鈴木 康 友 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 増田 公基

・・・・・・・・目次・・・・・・・・

I	物価高騰への対応について	1
II	介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について	1
III	福祉施設での生産性向上の推進について	4
IV	福祉施設の老朽化への対応について	5
V	防災対策の充実・強化について	5
VI	特別養護老人ホームの運営について	6
VII	養護老人ホームの運営について	9
VIII	軽費老人ホームの運営について	11
IX	在宅サービス事業の運営について	11
X	厚生労働省への介護保険制度変更要望について	12

I 物価高騰への対応について

- 1 令和7年度静岡県による介護サービス事業所等物価高騰対策について、ご支援を講じていただき感謝申し上げます。

しかし、依然として続く物価高騰は、食費、電気・ガスに加え、昨今の中東情勢等によるオムツ等石油化学製品、特にディスポ手袋、ビニール袋・アルコール・ガウン・重油等の高騰等もあり経営・現場に大きな影響を与えています。

つきましては、国への要望に加え、静岡県による物価高騰への緊急的な支援の継続を要望いたします。

また、各市町に対しても高齢者施設に対する交付金活用の優先度を上げていただくよう積極的な働きかけをお願いいたします。

- 2 物価高騰が続く中でも、最も深刻に介護施設経営を圧迫しているのは食費（原材料費・燃料費・人件費及び委託費）です。物価高騰から介護報酬改定までのタイムラグが施設全体の経営に打撃を与えています。

現場の実態を的確に反映した基準費設定がなされるよう、より適正かつ迅速な改定の必要性を国へ強く働き掛けていただきますようお願いいたします。

II 介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について

本会が本年6月に実施した「介護人材の確保・養成、働き方改革等の経営課題に関するアンケート調査」（回答 151 施設）によると、79 施設 (52.3%) が職員不足であると回答し、半数を超える施設が人材不足を抱えることが明らかとなっています。職員不足がある施設では、特に介護職員の確保が大きな課題となっています。

また、人材不足の影響は事業運営にも及んでおり 23 施設 (15.2%) が「今後事業所を閉鎖するリスクがある」と回答し、さらに 15 施設 (9.9%) が「既に一部事業所を閉鎖している」と回答しており、人材不足がサービス提供体制や事業継続に深刻な影響を及ぼしている状況が伺えます。

こうした介護現場の深刻な人材不足の状況を改善するため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1 主に日本人介護人材の確保・養成・定着

- (1) 近年、介護職への就職に人材派遣、紹介会社が介在するケースが増え、採用にかかる人件費が増加しています。施設の収入は公的な介護報酬が原資であり、その一部が高額な手数料として流出している現状は、制度の趣旨からみても望ましい

ものではありません。上記調査によると昨年度の採用人数全体 1,170 人のうち人材紹介会社からは 214 人(18.3%)であり、一方、福祉人材センターは 25 人(2.1%)にとどまっています。こうした状況を踏まえ、公的資源の有効活用と安定した人材確保を図るため、福祉人材センターについて以下の機能強化を要望いたします。

- ① 民間人材会社が採用で成果を上げているように、WEB 求人機能の強化や、採用エージェント配置による個別のキャリア相談やマッチング支援の充実等による人材確保の質とスピードを高める積極的な取り組み
 - ② 現在、地域の大型ショッピングセンター等に、公的機関を装った民間の人材紹介会社が出展する事例が見られます。公的な人材支援機関の信頼性と可視性を確保するため、福祉人材センターによる商業施設への出張相談・広報活動等の積極的な取り組み
- (2) 日本人介護人材採用促進のため、「介護就職フェア」等の開催回数の増加と開催場所や開催時期の検討、参加者掘り起こし等によるマッチングの機会の拡大をお願いいたします。
- (3) 有効求人倍率等から見ても、介護業界への応募者は依然として少ないのが現状です。小・中・高校生への介護の仕事への理解促進のため、県教育委員会等との連携協力による「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信に加え、小・中・高校の教諭に対する「介護・福祉」に関する研修会等の実施をお願いいたします。
- あわせて、低年齢になるほど就職における“親”の影響が強いことから、学生本人のみならず保護者もターゲットとした PR が必要です。専門コンサルタント等の知見も活用し、保護者の関心を引く PR デザインの検討や、親子で参加できるオープンキャンパス・職業体験会等の場の設定について具体的に組み込んでいただきますようお願いいたします。
- (4) 他業種の離転職者や本県への移住希望者に対する介護の仕事の情報提供の強化や介護福祉士・介護支援専門員等の資格取得に対する支援をお願いいたします。
- (5) 介護人材確保定着のため奨学金返還中の職員に対して奨学金の償還助成を実施している介護施設等に対する助成制度の創設をお願いいたします。
- (6) 介護福祉士修学資金につきましては、今年度初めて貸付の不承認が発生しました。このことは、介護福祉士の資格取得を目指す学生の就学機会を逸することに繋がり、結果として介護現場の人材確保にブレーキがかかるとともに、介護福祉

士養成校の安定的運営にも影響しかねないと考えます。つきましては、介護福祉士修学資金の貸付枠の拡大について、特段のご配慮をお願いいたします。

- (7) 平成 30 年度に創設された静岡県の「働きやすい介護事業所認証制度」は、徐々に取り組みが進んでいる一方で、まだ一部の事業所にとどまっている印象もあります。そこで本制度をより実効性のあるものとし、事業所が「取得してよかった」と実感できるよう、ブラッシュアップに向けた制度改定を提案いたします。

① 上位認証の制定

現行の取組状況を評価する認証に加え、退職率や有給取得率、職員満足度など“成果”を評価する上位認証制度の制定

② 広報の充実

単なる認証結果の公表にとどまらず、特徴的な取組や取得後の効果を紹介する広報誌・冊子・動画等を作成・発信

③ 他制度の活用と評価項目の見直し

福祉サービス第三者評価や「くるみん」「えるぼし」など既存の認証を活用し、評価項目を精査・簡素化

2 外国人介護人材の確保・養成・定着

今後見込まれる介護サービス量に対応する介護職員が大幅に不足するため、日本人介護職員の採用努力とともに、外国人介護人材の採用拡大が喫緊の課題であります。

また、上記の「介護人材の確保・養成、働き方改革等の経営課題に関するアンケート調査」によると外国人介護人材の雇用は前年度から 17.2%増加し 74 施設(49.0%)に拡大しています。活用している施設では、「真面目で丁寧に取り組んでいる」「介護技術取得のための意欲が高い」等の評価がある一方、「費用負担が大きい」「言語の壁から意思疎通に課題がある」「指導スタッフの負担等が重い」等の課題も上がっています。

退職者の勤続期間をみると、3 年未満で退職するケースが多く、受入れ後比較的早い段階で離職する傾向がみられました。退職理由としては、転職や帰国のほか、職場環境や人間関係の適応、給与等の待遇面などが挙げられており、受入れ後の定着支援が課題となっています。

つきましては、国際介護人材サポートセンター機能の更なる充実と、実効性ある支援の強化のため、次の事項についてよろしくお願いいたします。

- (1) 外国人介護人材の受け入れを担当する日本人スタッフ向けに必要な研修会の開催やガイドブック作成等による介護施設での受入支援をお願いします。
- (2) 外国人介護職員のキャリアアップや日本語教育に対する支援に加え、早期退職予防を目的とした支援の強化をお願いいたします。
- (3) 令和8年度外国人介護人材マッチング支援事業の実施と費用負担の助成につきましてはご支援を講じていただき感謝申し上げます。引き続き外国人介護人材確保のために、インドをはじめインドネシア、ミャンマー等の面接会開催等による県内の法人・事業所とのマッチングなど受け入れ支援をお願いいたします。
- (4) 外国人介護人材の候補者に対して、静岡県での介護の魅力をイメージとして伝えるため、それぞれの国の言語や文化に配慮したリクルート用プロモーション映像の作成をお願いいたします。
- (5) 物価上昇は食料品・光熱費・家賃・学費等、多岐にわたっており、外国人介護職員の生活・業務環境整備に係る事業所の負担はなお厳しい状況が続いております。創設いただいた外国人介護職員生活費等支援事業費補助金について柔軟な運用や対象経費の拡大を含む更なる充実に加えて、外国人材の雇用確保定着のため介護報酬加算メニュー拡充に向けた国への働き掛けをお願いいたします。

Ⅲ 福祉施設での生産性向上の推進について

現在、介護業界が直面している深刻な労働力不足は、もはや一過性の課題ではなく、事業所の存続、ひいては地域医療・介護体制の崩壊を左右する極めて危機的な状況にあります。このような状況下において、介護現場における生産性向上およびDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は、単なる「先進的な試み」ではなく、県内の介護サービスの質を維持し、次世代へ繋ぐための「存続のための必須条件」です。

静岡県介護生産性向上総合相談センターの開設や、介護事業所の業務改革の推進に係るモデル事業の実施など、これまでの県の先駆的な施策には深く感謝いたします。

引き続き、介護施設における生産性の向上が図られるよう、以下について積極的な取組をお願いいたします。

1 介護事業所の業務改革の推進に係るモデル事業について

介護事業所の業務改革の推進に係るモデル事業の継続実施を要望するとともに、モデル事業の採択を受け、伴走支援を受けている事業所の知見や先進事例を、リアルタイムでの情報共有やオンライン等による視覚的な見学・体験ができる仕組みを設けるなど、県内全域への波及効果を高める取り組みをお願いいたします。

2 介護施設での生産性向上のためのテクノロジーの導入を推進するための人材育成等に関する支援について

IT 機器の導入障壁としてベテラン職員の心理的抵抗や、従来の紙文化からの脱却には、段階的な移行プロセスや成功体験の共有が不可欠です。このため、単なる機器・システムの導入補助に留まらず、タイムスタディ（業務時間分析）を通じて「人手不足（量的な不足）」と「人材不足（質的な不足）」を的確に切り分け、柔軟な人員配置や代替策を検討・実践できる伴走型・実践型の研修の充実をお願いいたします。

IV 福祉施設の老朽化への対応について

令和6年度からの特養等の広域型施設の大規模修繕工事への補助制度の創設、令和7年度からの併設型ショートステイへの補助拡大につきましては、ご支援を講じていただき感謝申し上げます。

近年、建築資材・設備費・労務費を含めた物価高騰が著しく、実際の工事費・修繕費は当初想定を大きく上回るケースが出てきております。安心して制度を活用できるよう、工事費高騰を考慮した予算確保について引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

V 防災対策の充実・強化について

令和8年熊本地震をはじめとする度重なる大規模地震や、全国で頻発・激甚化する豪雨災害等の教訓を踏まえ、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いいたします。

1 BCPの実効性向上について

全ての介護施設においてBCPの策定が義務化され、各施設で策定・見直しが進められているものの、災害発生時のインフラ途絶、人員不足、物資枯渇、感染症発症などの極限状態において、施設単独の努力だけでBCPを実効的に機能させるこ

とには限界があります。真に機能する BCP にするためには、地元自治体の災害対策本部や社会福祉協議会、インフラ事業者等との強固な情報共有・支援ネットワークの構築が不可欠です。このため、行政や関係機関等との情報共有・連携体制の構築に向けた実効性のある支援を要望いたします。

2 福祉避難所の機能維持・強化等について

福祉避難所としての機能維持・強化および地元行政機関との共同・連携訓練の拡充を要望いたします。多くの高齢者施設が地域における福祉避難所の指定を受けていますが、自施設の利用者（入所者）の安全確保に加え、外部からの要配慮者を受け入れるには、マンパワーおよび物理的スペース・備蓄が圧倒的に不足しており、「指定」はされているものの、いざという時に機能不全に陥るリスクが高く、行政と現場との間での具体的な動き方の合意（共通認識）が未だ不十分です。

このため、外部からの避難者を受け入れるための追加の非常用電源、簡易ベッド、特設の衛生設備、感染症対策資材等の配備に対し、行政からの積極的な財政支援や物資支援を要望いたします。

また、本会ではモデルケースとなる福祉避難所訓練の実施を検討しておりますが、その訓練を実施するに当たり、行政機関・地域・施設による「実戦的」な合同訓練の実施に向けた指導・支援を要望いたします。

3 DWAT派遣に関する支援強化について

社会福祉法の改正により、来年度から DWAT が法的に位置付けられ、災害時における専門的支援の重要性がますます高まってきます。しかしながら、自施設から登録員（専門職職員）を被災地に派遣することは、慢性的な人手不足に悩む介護現場において、残された職員への業務負担増（超過勤務など）や、自施設の運営リスクをダイレクトに引き起こします。善意や使命感だけに頼る派遣体制は持続が難しく、派遣法人に対する代替職員確保等の支援が必要不可欠です。このため「登録員を被災地に派遣している期間」の派遣元法人の深刻な人員不足を補うための財政的支援を要望いたします。

また、職員を派遣登録する際の、静岡市内で開催される「静岡 DWAT 登録員養成研修」を受講する際の交通費の補助等についても要望いたします。

VI 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

2026 年度の特別養護老人ホームの運営状況および「令和 7 年度 特別養護老人ホーム 待機・入所状況調査報告書」等を踏まえ、以下の事項について意見・要望いたします。

1 入所要件の撤廃

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所要件である「原則要介護度 3 以上」および「特例入所」制度の撤廃を要望いたします。

（理由）

① 待機者数の減少が固定化し、待機者確保が深刻化

2020 年度以降、待機者数の減少傾向は継続し、2026 年度においても多くの施設で「待機者ゼロ」または「確保困難」の状態が常態化しています。特養の入所要件が厳格であることが、地域の高齢者の受け皿として機能しにくい構造的課題となっています。

② 取り下げ理由の多くが「他施設入所」であり、特養が選ばれにくい状況が継続

要介護度要件のない施設（サ高住・有料老人ホーム・老健等）への入所が増加し、特養が選択肢から外れるケースが増えています。また、近年は「看取り機能を備えた民間施設」が増加し、特養の強みが相対的に弱まっています。

③ 特例入所の受け入れが依然として進まない

2026 年度も市町村ごとに運用が異なる状況は改善されておらず、特例入所の受け入れは横ばいとなっています。制度の複雑さが施設側の受け入れを阻害し、地域のニーズに応えられない状況が続いています。

④ 他介護保険施設との要介護度要件の不整合が拡大

老健・介護医療院は要介護 1 以上で入所可能である一方、特養のみが要介護 3 以上に限定されています。「生活の場」である特養が最も入所要件が厳しい現状は、自立支援・介護予防の理念に逆行しています。

⑤ 会員施設からの強い要望

会員施設からは、「特例入所手続きの簡素化」や「入所要件を要介護 1 以上へ緩和」を求める声がさらに増加しています。また、要介護度の高い方に入所が偏ることで、入所期間が短期化し、経営の不安定化を招いています。

2 日常生活継続支援加算の算定条件の見直し

特例入所の受け入れ促進のためには、施設側の不利益が生じない制度設計が不可欠です。このため、市町村等の要請に基づき特例入所を受け入れた場合、日常生活継続支援加算の算定対象から除外するよう制度改正を要望いたします。

3 優先入所指針改定：「本人の状況」評価項目の見直し

日常生活継続支援加算の基準に合わせ、認知症日常生活自立度、医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養等）の必要性を評価項目に反映することを要望いたします。

4 地域区分における収入格差の是正

2024 年度改定後も、物価高騰・人件費上昇は県内全域で継続しています。しかし、地域区分による報酬差は依然として大きく、同じサービスを提供しても地域によって経営難度が大きく異なる状況が続いています。県内どの地域でも安定的に特養運営が継続できるよう、級地による収入格差の是正を要望いたします。

5 協力医療機関連携加算の算定率向上に向けた支援

協力医療機関連携加算の算定率は依然として 100%には達せず、現場では制度要件の理解不足、協力医療機関の確保難、会議開催負担、ICT 環境の未整備など、複合的な課題に直面しています。そこで、県内特養の医療連携体制を強化し、協力医療機関連携加算の算定率向上を図るため、下記のとおり支援策の実施をご検討いただきますようお願いいたします。

① 協力医療機関の確保と広域マッチング支援

医療資源が乏しい地域や中山間地域でも協力医療機関を確保できるよう、以下の 3 点について要望いたします。

・リスト化とマッチング機会の提供

協力医療機関候補をリスト化・公開し、施設との定期的なマッチング支援をお願いいたします。

・公的・地域医療支援病院等の参画促進

県立病院等の公的病院や在宅療養支援病院等の参画を促すとともに、医療機関側へのメリット・役割の周知についてお願いいたします。

・県主導による広域連携の調整

医療過疎地において、地域を越えた広域的な連携の調整をお願いいたします。

② ICT・ツール活用による事務負担の軽減と標準化

会議調整や情報共有に伴う現場の事務負担を軽減するため、以下 2 点について要望いたします。

・ICT・オンライン導入支援の拡充

基金等を活用した ICT 補助の拡充、専門スタッフによる導入支援やオンライン会議用機器の貸与等の支援をお願いいたします。

・書式・会議の標準化とテンプレート提供

医療・介護間の情報共有をスムーズにするため、県版の「入退院連携プロトコル」や「会議・議事録の標準テンプレート」の策定・提供をお願いいたします。

③ 制度理解の促進と運用・実地指導の明確化

解釈の曖昧さによる算定見送りを防ぎ、施設が安心して算定に取り組めるよう、以下の2点について要望いたします。

・研修・個別相談体制の構築

施設・医療機関双方を対象とした年次研修会の開催や、個別の疑問に対応する専用相談窓口の設置をお願いいたします。

・運用の明確化

実地指導における評価ポイントの明確化や事前相談制度の導入をお願いいたします。

Ⅶ 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 入所措置が必要な高齢者の適切な把握と措置対応について

静岡県の高齢化率は31.1%（令和8年4月1日現在）を超え、さらなる増加傾向にあります。これに対し、県内会員養護老人ホームの入居稼働率は71.7%（令和8年4月1日現在）と依然として低迷しており、潜在的な措置該当者が適切に把握・保護されていないことが懸念されます。また、現在、激しい物価高騰が続いており、従来の経済的要件（市町村民税所得割非課税等）のみでは、生活困窮に直面している高齢者を救済しきれない実態があります。

このため、市町に対して、「災害その他の事情」による要件の弾力的運用を促すとともに、経済的困窮と生活の安全を脅かされている高齢者に対し、措置制度がセーフティネットとして適切に機能するよう、県としての助言・配慮をお願いいたします。

また、施設経営も物価高騰と空床の影響で限界に達しています。適切な措置事務の執行が、施設の安定経営と地域福祉の維持に直結することを改めてご周知願います。

2 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

令和8年1月13日付厚労省通知において、「令和8年度介護報酬改定（+2.03%）」を勘案した支弁額の改定方針が示されました。また、令和7年度補正予算にて措置された「介護職員等に対する月額1.0万円相当の賃上げ支援」についても、養護老人ホーム等の措置施設において職員の確保・定着を図るため、事務費への確実な反映が必要です。さらに、令和8年8月に施行が予定されている食費等の基準費用額引き上げに伴う生活費の改定、および平成18年度以降、地方交付税の積算単価増加に見合う改定がなされていない市町もみられます。県内のすべての市町における改定状況を把握し、国の方針に準じた適切な支弁額が確保されるよう、未施行の市

町に対して適切な措置を講じるようご配慮をお願いいたします

3 養護老人ホームにおける各種加算要件の柔軟な運用・見直しについて

現行の各種加算要件等について近年の社会情勢や現場の実態との乖離が見られます。高年齢者雇用安定法の改正等の社会情勢を踏まえた「入所者処遇特別加算」の対象年齢要件の緩和（現行の 60～64 歳から 70 歳までへの引き上げ）や、「障害者等加算」において、入所者が介護認定（要介護・要支援）を受けたことをもって一律に対象外（不支給）とする現行の取り扱いについては、実態との乖離がある状況です。

実際には、介護認定を取得した後も施設内における生活支援の負担は変わらない（あるいはそれ以上になる）にもかかわらず、一律不支給となることは施設の負担となっています。つきましては、外部サービスの利用実態や、施設内での実際の支援時間・利用量に応じた「按分（割合）評価」を導入するなど、時代に即した柔軟かつ合理的な運用・見直しについてご検討をお願いいたします。

4 健康保険証のマイナンバーカード一体化後の負担軽減と運用維持について

本年より健康保険証の原則廃止が実施されましたが、養護老人ホーム入所者の多くは身寄りがない、あるいは家族との関係が希薄であり、マイナンバーカードの取得・更新手続きや暗証番号管理は、施設側にとって極めて過重な事務負担かつ法的リスクとなっています。

つきましては、養護老人ホームの特性に鑑み、施設側の管理負担を軽減する実効性のある措置を講じるよう国への働き掛けをお願いいたします。特に、本人による管理が困難な入所者に対し、「資格確認書」が申請の手間なく、かつ自動更新に近い形で確実に交付され続けるよう、運用の継続と柔軟な対応についてご配慮をお願いいたします。

5 外国人介護人材の受入れと新制度への円滑な移行について

入所者の重度化（約 4 割が要介護認定）が進む中、人材不足は深刻です。特定施設型だけでなく、一般型養護老人ホームについても、技能実習および特定技能の受け入れ施設に含めていただきますようご配慮をお願いいたします。

併せて現在、現行の技能実習から「育成就労制度」への移行期にありますが、養護老人ホームにおける支援員業務が、介護福祉士国家試験の受験資格として評価されております。これらを踏まえて新制度における受入れ施設にも含まれるようご配慮をお願いいたします。

VIII 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

1 軽費老人ホームの生活費と利用料の適正価格の見直し

『軽費老人ホームの生活費や本人からの徴収額は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）により国から示された「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を基に設定しており、今後の改定等については、国の動向等に基づき検討していきたい。』とご回答頂き、令和 8 年度、食費については最大で 1 日 100 円の値上げをお認めになりましたが、ランニングコストも昨年同様、軒並み高騰し続け、食材費も高騰が著しく最大で 1 万品目以上が値上げを繰り返しており継続的に施設運営に大きな負担を強いる結果となっております。

生活費基準額は、地域の実情や物価変動、その他事情を総合的に勘案して都道府県知事が定めることとされていることから、県の権限と責務において、食材価格や施設運営の実態を踏まえた合理的な基準に基づく再検証を行い、現行基準との乖離を是正する見直しを切にお願いいたします。

2 事務費補助金の引き上げについて

物価高、賃上げ気運の高まり、担い手不足等直面する経営環境の厳しさに拍車が掛かる中、全国老施協の調査では軽費老人ホームの 6 割以上が赤字に転落している状況です。もはや、一施設（法人）の経営努力だけでは限界にきており、事業の継続さえも危惧される施設（法人）が急増しています。国の定めた制度が現実社会の実情と乖離しており制度破綻といっても差し支えない危機的状況が続いています。事務費補助金についても現状に見合った対応をお願いいたします。

3 大規模修繕費の適応範囲について

本体躯体工事を伴わないエアコン、厨房機器、エレベーター、スプリンクラー等の、設備単体での修繕費の補助金をお願いいたします。

4 社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付について

社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を本年度も継続しつつ他県並みに補助していただきますようお願いいたします。

IX 在宅サービス事業の運営について（地域ケア委員会）

令和 7 年度在宅サービス全般について、事業によっては半数以上が赤字となるなど厳しい状況になっています。その大きな原因として在宅サービス利用者の軽度化

傾向があると考えられています。特に平成 27 年の総合事業開始以降、地域によって認定にばらつきがあり事業対象者認定の割合が大きすぎると考えられる市町もあると報告されています。

また、特に訪問介護において、事実上有料老人ホーム専用となっている訪問介護事業所などを除き、収支状況、職員の高齢化などでその存続が危機的状況になっています。

さらには、居宅介護支援事業所においては、報酬単価が上がらない中、令和 6 年改正により、ケアマネジャー 1 人あたり 44 件（ケアプランデータ連携システムの活用などで 49 件）とすることでその収益性を確保する方針となっていますが、新人ケアマネではその件数を事実上こなせず、結果として後継者が育たない状態になっています。

そこで、以下の 3 点についてご検討をお願いいたします。

- 1 総合事業について、その認定に地域差があると考えています。各地域の認定状況の実態調査をお願いいたします。
- 2 訪問介護において、有料老人ホーム専用となっている事業所以外の収支状況や人材不足に関する実態の調査・把握をお願いいたします。
- 3 新人ケアマネジャーについて 1 年間は育成期間とし、44 件未満であることを前提として報酬とは別に「育成手当」の支給をすることのご検討をお願いいたします。

X 厚生労働省への介護保険制度変更要望について

介護業界を取り巻く課題の中には、各施設の経営努力や県単位での支援のみでは解決が困難な構造的な問題が数多く存在しています。

特に現行の介護保険制度においては、制度と介護現場の実態との間に温度差が見られ、現場の実態が十分に反映されていない点が指摘されます。介護職員の処遇は、こども・障害福祉分野を含む他業種に比べ低賃金であり、その背景には介護報酬の水準や現場の負担・責任に見合わない評価があります。また、物価上昇局面において介護報酬改定の遅れにより人件費・運営コスト増に対応できない厳しい状況にあり、3 年に一度の報酬改定では間に合わず、物価スライド制の導入や臨時の報酬改定の実施が必要です。

以上のような状況を踏まえ、厚生労働省に対して、静岡県および介護現場が課題を共有し、一体となって制度の見直し・改善に向けた要望活動を継続的に行っていただくようお願い申し上げます。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会キャラクター